

環境大臣 細野豪志様

2012年7月11日

日本共産党熊本県委員会

日本共産党熊本南部地区委員会

水俣病特措法にもとづく申請の7月末締め切りは撤回し、健康調査の実施を

1、6月24日、熊本県・鹿児島県6ヶ所で水俣病健康調査が実施されました。

今回の検診の特徴は

- ①過去2回の「大検診」受診者をはるかに超える最大規模だったこと。しかも「大検診」以降の予約者がさらに600人を超え、当日の大雨による交通の乱れ等による受診漏れが240人もおり、県民会議医師団等では病院・医院での引き続きの検診、「中検診」実施を予定するような状況にあること。
- ②1394人が受診し、87%・1216人に疫学条件があり、四肢の感覚障害があると診断されました。水俣病県民会議医師団等は、40年余にわたって潜在患者の掘り起しに取り組み、「汚染が地域ぐるみであること」「不知火海の魚介類を多食し手足の抹消優位の障害」があれば水俣病であることを明らかにしてきました。この診断は、福岡高裁（1985年8月）、熊本地裁（87年3月）、熊本地裁（93年3月）、京地裁（1993年11月）で認められ、関西訴訟最高裁判決（2004年10月）でも基本的に認められています。今回の「大検診」の結果は、水俣病患者が未救済のまま数万単位とい規模で存在することを示唆しています。
- ③今回の「大検診」で水俣病の症状が確認された人たちのなかで、汚染指定地域外の居住者・出身者が多数いました。天草の3会場では633人が受診しました。そして天草会場、水俣会場での受診者の症状に差異はほとんどなく、汚染地域指定が実態に沿っていないことを鮮明にしました。
- ④「大検診」では、30代が16人、40代が191人受診し、水俣病との診断を受けています。水俣病発症年を1969年で線引きし、区別することが間違いであることが明らかになりました。
- ⑤いまでも「差別」「偏見」、あるいは「自分が水俣病とは認めたくない」など多くの人たちが水俣病検診を受診することをためらっており、行政による健康調査が不可欠であることが明らかになりました。検診会場では、「以前も特措法に申請しようかと考えたけれど、水俣病となれば結婚できないなど、昔から親に言い聞かせられてきたので、踏み切れなかった」「以前もまわりに検診を受けた人がいたので、自分もしようかと思

ったことがあったけれど、ためらいがあって踏み切れなかった。今回も他人の目が気になるので、出水ではなく水俣の会場で受診できるようにしてもらった。周りにも手を挙げられない人がまだたくさんいると思う」などの声が寄せられています。

⑥今回の「大検診」は、医師142人、看護師195人を含む737人のスタッフが取り組みました。全国46都道府県からの参加でした。病院・医院、公共施設にポスターを張らせてもらい、チラシを不知火海沿岸、行商ルートを探った山間部でのチラシ配りなどが取り組まれた結果の過去最大規模の「大検診」でした。

こうした取り組みを民間任せにし、加害者であるチッソ・国・熊本県が事態を放置していることは断じて容認できません。

関西訴訟最高裁判決を受けて熊本県は2004年11月、不知火海沿岸に居住歴がある約47万人の健康調査、不知火海の環境調査を提案しており、今こそその具体化が求められています。

2、国として、以下の点での具体化を求めます

- ①水俣病特措法にもとづく申請期限の7月末締め切りを撤回すること。
- ②「地域指定」「出生年」による線引き・区別をやめること。
- ③公健法にもとづく国の認定基準を抜本的に見直すこと。
- ④不知火海沿岸に居住歴のある全住民を対象にした健康調査を実施すること。不知火海の環境調査を実施すること。